

# 建築基準法第43条第2項第1号認定申請書チェックリスト

○ 認定基準要件（以下のいずれかに該当するもの。ただし、県条例第21条により制限の附加があるもの（※1）を除く）

区分	注意事項
<input type="checkbox"/> 農道等の公共の用に供する道	・ 延べ面積が500㎡以内で、建築基準法別表第一（い）欄（一）項（※2）に掲げる用途以外のもの
<input type="checkbox"/> 位置指定道路の基準に適合する道	・ 延べ面積が500㎡以内で、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋 ・ 位置指定道路の基準に適合しているもの ・ 現に通行の用に供され安定的、日常的に利用できる道等に接するもので、当該道等の所有者、権利者及び管理者から、将来にわたる通行の承諾を得たもの

※1 県条例第21条により制限の附加があるもの（以下の用途で、延べ面積が200㎡を超えるもの）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、体育館、博物館、美術館、図書館</li> <li>・ ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場</li> <li>・ 病院、診療所、児童福祉施設等</li> <li>・ 共同住宅、寄宿舎、長屋</li> <li>・ ホテル、旅館、下宿</li> <li>・ 物品販売業を営む店舗、展示場</li> <li>・ 劇場等</li> <li>・ 遊技場、ダンスホール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー</li> <li>・ 料理店、飲食店</li> <li>・ 公衆浴場</li> <li>・ 自動車車庫、自動車修理工場</li> <li>・ 映画スタジオ、テレビスタジオ</li> <li>・ 倉庫業を営む倉庫、貨物等の集配所</li> <li>・ 卸売市場</li> </ul>
--	--

※2 別表第一（い）欄（一）項 に掲げる用途

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劇場</li> <li>・ 映画館</li> <li>・ 演芸場</li> <li>・ 観覧場</li> <li>・ 公会堂</li> <li>・ 集会場</li> <li>・ その他これらに類するもの（政令未制定）</li> </ul>
--

○ 認定申請に係る必要書類

必要書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 申請書（第1～3面）	・ 最新の様式を使用すること
<input type="checkbox"/> 委任状	・ 建築士、行政書士等
<input type="checkbox"/> 公図（原本）	・ 道等の全体及び道等に接する土地の状況の確認できるもの（必要に応じて複数枚）
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等（原本） （申請地を構成するすべての土地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の状況に応じて、必要な資料を添えること</li> <li>① 土地売買契約済みであるが、申請時点で登記に反映されていない <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土地売買契約書の写し</li> </ul> </li> <li>② 申請者以外に所有者がいる場合（借地又は共有持ち分） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 借地承諾書・確認書（借地承諾書（※）のみ記載、実印・印鑑証明書必要）</li> </ul> </li> <li>③ 申請者の氏名又は住所が証明書又は土地売買契約書等と一致しない <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）</li> </ul> </li> </ul>
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等（原本） （道等を構成するすべての土地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有地である場合は、インターネットより取得したもの又は要約書でも可</li> <li>・ 里道、水路等の部分は不要</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 承諾書（実印・印鑑証明書必要）（※） （道等を構成するすべての土地）	・ 位置指定道路の基準に適合する道の認定を受ける場合のみ必要
<input type="checkbox"/> 借地承諾書・確認書 （道等のうち里道、水路以外の部分）	・ 雨水・汚水の排水処理について、所有権のない土地に排水施設を設置し、又は他人が所有する施設を使用する場合に必要（確認書の部分のみ記載）
<input type="checkbox"/> 施工承認書の写し	・ 雨水・汚水の排水施設を公有地内に設置する場合などに必要
<input type="checkbox"/> 占有許可書の写し	・ 申請地が公有地を介して道等に接する場合などに必要
<input type="checkbox"/> 付近見取図	・ 申請地又は申請地付近（語尾に「付近」と付ける）の住居表示を明示
<input type="checkbox"/> 申請地及び道等に関する現況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請敷地及び道等（申請敷地から基準法道路まで）の実測図とする</li> <li>・ 申請地及び申請に係る道等の部分を明確にすること</li> <li>・ 道等及び道等のうち申請敷地に接する部分の 最大・最小幅員 を明示すること</li> <li>・ 道等を構成する土地の地番等を明示すること</li> <li>・ 道等が里道・農道以外の公有地である場合は、「道として使用すること」について、公有地の管理者と協議し、その旨を明示すること。</li> <li>・ 雨水・汚水排水経路を明示すること（側溝・下水道等の記載）</li> <li>・ 土地の高低差を明示すること</li> <li>・ 周辺にがけがある場合は、安全対策や相談経過を明示すること</li> </ul>
<input type="checkbox"/> その他図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置図、各種求積図、各階平面図、立面図・断面図（各々2面以上）</li> <li>・ 建築基準法施行規則1条の3に基づく、各図面に明示すべき事項のうち、集団規定に適合していることが確認できるもの</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 都計法第43条許可申請書(受付後)等の写し	・ 市街化調整区域内である場合は、並行して手続きを進める必要あり

※5 土地所有者が亡くなっている場合は、全ての法定相続人の署名・押印により代替が可能。代替する場合は、【土地所有者が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等及び法定相続情報一覧図】（法務局の認証文付きの法定相続情報一覧図の写しでも可）を提出してください。

※6 土地所有者が後見制度を利用している場合は、協定や承諾にあたって必要となる民法上の手続きを提示の上、担当者と協議し、必要書類を確認してください。

**認定にあたり、本リストに示したものの以外の資料を求めるともありますのであらかじめご了承ください。**